

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が中小企業向け IFRS に対する修正公開草案を公表

目次

- ・ はじめにおよび背景
- ・ 提案
- ・ 提案の概要

要点

- ・ IASB は、中小企業向け IFRS に対する 57 の修正を提案した。そのうち、30 パーセント超は、中小企業向け IFRS の現行の要求事項の軽微な明確化に関するものである。本修正は、簡易化、追加ガイダンスおよび IFRSs にそろえることに焦点を当てている。
- ・ 本提案に対するコメント期限は、2014 年 3 月 3 日である。

はじめにおよび背景

2013 年 10 月 3 日、国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案「中小企業向け国際財務報告基準 (中小企業向け IFRS) に対する修正案」(以下、「ED」という) を公表した。ED は、中小企業向け IFRS の包括的なレビューの第 2 段階である。

ED の公表には、IASB の「情報の要請」に対するフィードバックおよび IASB の中小企業適用グループ (SMEIG) による提言が組み込まれている。

詳細は下記ウェブサイトを参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

見解

中小企業向け IFRS は、2009 年に最初に公表された。その際に、IASB は、2 年後に最初の包括的なレビューを行うことと、3 年ごとに事後の包括的なレビューを行うことを提案した。多くの法域では中小企業向け IFRS を 2010 年に採用したため、IASB は中小企業向け IFRS の最初の包括的なレビューを 2012 年に開始した。

提案

IASB は、中小企業向け IFRS に対して 57 の修正を提案しているが、以下のとおり分類される。

- 5つの新しい免除規定
- 5つの現行の要求事項に対する変更
- 3つのSMEIGのQ&Aの中小企業向けIFRSへの導入
- 7つの新しいガイダンス
- 13の新規および改訂IFRSsに基づく修正
- 3つの簡易化された開示
- 21の軽微な明確化

見解

IASBは、ほとんどの場合に、中小企業についての財務報告を簡易化および改善するはずの中小企業向けIFRSに対する修正を提案した。

IASBは、最初の包括的なレビューにあたり、中小企業向けIFRSの安定性を改善するために、グループ会計についての新規のIFRSsを含む、IFRSsに対する最近の修正および重要な修正を組み込まないことを提案している。

提案の概要

本修正案は、軽微な修正案および明確化を除き、中小企業の財務諸表に対する予想される影響とともに、以下のとおり要約される。

修正案	認識および測定	表示および開示	ガイダンスまたは明確化のみ
新しい免除規定			
公正価値での資本性金融商品測定に対する「過大なコストまたは努力」の免除規定	X		
企業結合における無形資産の別個の認識に対する「過大なコストまたは努力」の免除規定	X		
企業結合の一環として発行された資本性金融商品に対する公正価値測定の免除規定	X		
分配前後に同じ当事者に支配されている現金以外の資産の分配の測定についての要求事項に対する免除規定	X		
法人所得税資産および負債の相殺に対する「過大なコストまたは努力」の免除規定		X	
現行のガイダンスに対する変更			
耐用年数を信頼性をもって測定できない無形資産の償却期間の制限を、10年に固定するのではなく10年を超えない期間にする。	X		

修正案	認識および測定	表示および開示	ガイダンスまたは 明確化のみ
現行のガイダンスに対する変更(続き)			
耐用年数を信頼性をもって測定できないのれんの償却期間の制限を、10年に固定するのではなく10年を超えない期間にする。	X		
リースにおいて市場金利に連動する金利変動条項は、別個のデリバティブとして会計処理されない	X		
複合金融商品(compound financial instrument)の負債要素は、類似の独立の金融負債と同じ方法で会計処理しなければならない(現行は償却原価)。	X		
IAS第12号と同じベースでの繰延税金資産の測定(現行は、最終化されなかったIFRS ED/2009/2「法人所得税」に基づく)	X		
SMEIG Q&A			
親会社の個別財務諸表における中小企業向けIFRSの使用についてのガイダンス			X
「過大なコストまたは努力」の意味についてのガイダンス			X
海外子会社の換算から生じた為替換算調整勘定が、海外子会社の処分において純損益に振り替えられない。			X
新しいガイダンス			
統一した報告日が実務上不可能な場合、異なる報告日のグループ企業は、その財務諸表とグループの報告日の間の重要な取引を調整した直近の財務諸表を使用することにより連結財務諸表に含めることができる。			X
企業結合における非支配持分の測定は、被取得企業の認識された識別可能な純資産の非支配持分の比例的な取り分と同額としなければならない。	X		X
負債または資本の区分について、企業に法的形式ではなく実質を検討すること、および企業が支払いを避ける無条件の権利を保有する場合金融商品を資本に分類することを要求する追加ガイダンス	X		X
現金以外の分配をおこなう企業は、決済において、現金以外の資産の帳簿価額と公正価値の差額を純損益に認識しなければならないことを明確化	X		X
識別可能な対価が付与した資本性金融商品または発生した負債の公正価値を下回るように見えるかどうかに関らず、株式に基づく報酬の要求事項が適用されることを明確化	X		X

修正案	認識および測定	表示および開示	ガイダンスまたは 明確化のみ
新しいガイダンス(続き)			
採掘産業のガイダンスを鉱物資源に名称変更し、企業にどの支出が資産化されるかを特定する会計方針を策定することを要求するよう修正する。	X		X
活発な市場、在外営業活動体、最低リース料、取引コストを含む数個の新しい定義			X
新規または改訂 IFRS についての修正			
純損益に振り替えられるその他の包括利益の項目を、純損益に振り替えられない項目と別個に分解する新しい要求事項		X	
権利が何らかの通貨の固定額と交換する固定数の資本性金融商品に関連し、同一クラスの資本所有者のすべてが等しく取り扱われる場合、株主割当発行の新株予約権等を資本に分類するための金融負債の定義の修正			X
金融負債を消滅するために発行された資本性金融商品を公正価値で測定し、金融負債の帳簿価額と資本性金融商品の公正価値の差額を純損益に認識する新しい要求事項。本要求事項は、「過大なコストまたは努力」の免除規定の対象である。免除規定が適用される場合、金融負債の公正価値が、資本性金融商品の公正価値の代わりに使用される。	X		
保守器具の棚卸資産または有形固定資産への分類の明確化			X
株主への分配の税効果の表示の明確化		X	
関連当事者の定義を IAS 第 24 号にそろえる修正		X	
中小企業に対する再度の移行を認める修正			X
明確化			
非継続企業の減損は、非継続企業について表示される単一の金額に含まれる		X	X
生物資産の調整表について、比較開示を提供することへの救済措置		X	
発行株式数の調整表について、比較開示を提供することへの救済措置		X	

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。